

石川県移住体験事業に係る現地体験プログラム募集要領

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、石川県への移住促進を図るため、移住希望者へ石川県での暮らしを体感いただく移住体験機会を提供し、また、子育て世帯・夫婦およびテレワーカーを対象に移住体験に係る現地までの交通費や宿泊費等の経費の一部助成を行っている。

については、移住希望者へより充実した移住体験機会を提供し、移住を後押しするため、移住希望者へ現地体験プログラムを提供いただける県内自治体、企業、団体または個人事業主を次のとおり募集する。

1 応募の要件

下記の要件を全てに適合すること。

- (1) 各種法令を遵守し、事業をおこなっていること。
- (2) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、応募日現在において未納がない者であること。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。

なお、上記の要件に適合しても、実行委員会が協賛自治体・事業者として適当でないと認めたときは、参加することができないものとする。

2 協賛自治体・事業者のメリット

- (1) 石川県移住ポータルサイトやSNS等において、移住希望者に現地体験プログラムおよび事業内容等をPRすることができる。
- (2) 現地体験プログラムへの参加者[※]が、現地訪問に係る交通費補助等を実行委員会から受けられることができ、協賛自治体・事業者の事業周知がしやすくなる。
※参加者のうち、交通費等補助対象は、子育て世帯・夫婦またはテレワーカーのみ
補助要件の詳細は、別に定める「オーダーメイド型いしかわ子育て移住ツアー補助金交付要領」または、「いしかわお試しテレワーク移住支援補助金交付要綱」のとおり。
- (3) 石川県が事務局を担う当該実行委員会と連携して事業を実施することで、参加者からの信頼・安心感を得られる。

3 募集期間

～令和6年3月15日

4 協賛自治体・事業者の登録

(1) 応募方法

協賛自治体・事業者の認定を希望する者は、次のいずれかの方法により応募するものとす

る。

ア 次の応募フォームからの申請

https://iju.ishikawa.jp/appform/form.php?prm=202311151314061128161_948

イ 実行員会へ次の書類をメールにて提出

・石川県移住体験事業協賛申込書（様式第1号）

(2) 認定

実行委員会は、応募内容を審査のうえ適切であると認める場合は、協賛自治体・事業者として認定し、応募者に対し、書面により通知するものとする。

5 募集する現地体験プログラム

(1) 要件（次のいずれかに該当すること）

ア 現地案内ツアー

参加者が本県での日常を生活者目線で体感いただける現地案内ツアー。

開催形態は、催行人数を設定する団体ツアーやニーズに応じて個別に実施するオーダーメイドツアー等問わない。

ただし、観光スポットのみならず、地元住民が日常使用するスーパーやドラッグストア等の買い物先や、保育園、子育て支援センター等の子育て施設、住まい候補となる物件見学等を組み込み、移住後の生活の参考となる情報提供を行うこと。

イ 地域住民等との交流会

参加者が地域住民や先輩移住者等と直接話すことができる交流会。

地域住民等との交流を通じて、本県への移住にまつわる不安や疑問を解消できる内容とする。

(2) 実施期間

～令和6年3月31日

※子育て世帯・夫婦およびテレワーカー向けの「オーダーメイド型いしかわ子育て移住ツアー補助金」「いしかわお試しテレワーク移住支援補助金」は、年末年始（令和5年12月28日（木）～令和6年1月3日（金））は補助対象外となる。

(3) 認可基準

ア (1)の要件を満たし、参加者が移住後の暮らしのイメージを掴んでいただける内容であること

イ 参加者目線でプログラムが作られており、流れがスムーズであること。

ウ 本事業について理解しており、参加者に説明できること。

エ 実施体制が整っており、責任の所在が明確であること

(4) 事業実施に係る費用負担

現地体験プログラム組成および受入にあたっては、協賛自治体・事業者にて事業実施に係る費用を負担すること。

実行委員会は、参加者*が現地体験プログラム参加に係る交通費・宿泊費等の対象経費を補助する。（補助率1/2）

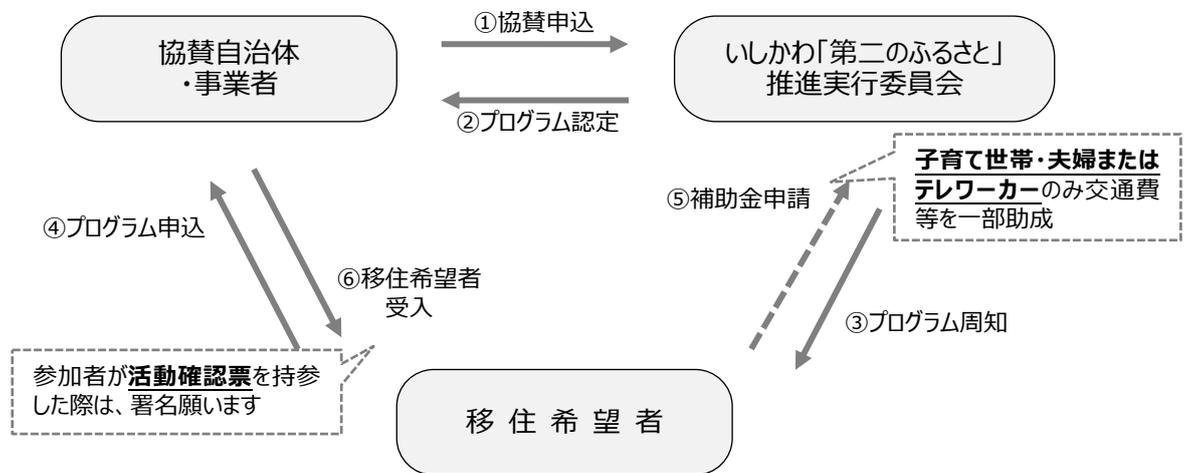
※参加者のうち、交通費等補助対象は、子育て世帯・夫婦またはテレワーカーのみ

補助要件の詳細は、別に定める「オーダーメイド型いしかわ子育て移住ツアー補助金交付要領」または、「いしかわお試しテレワーク移住支援補助金交付要綱」のとおり。

(5) その他留意事項

- ・一応募者（自治体・事業者）が複数の現地体験プログラムを応募することは可能である。ただし、既に認定済みの現地体験プログラムの他に、新たにプログラムを提案する場合は、その都度、4（1）に定める方法による応募が必要である。
- ・認定後、現地体験プログラムを実施にあたり、参加者が「現地体験プログラム活動確認票（様式第2号）」を持参した際は、活動実績を確認のうえ、署名願います。

6 実施イメージ



7 協賛自治体・事業者の責務

現地体験プログラムが認定され、協賛自治体・事業者となった場合は、次の事項に関して責任をもって履行すること。

(1) 個人情報の保護

協賛自治体・事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。

現地体験プログラム参加者の個人情報は、事業実施以外の目的に使用しないこと。

ただし、予め参加者から同意を得て入手した個人情報は対象外とする。

(2) 参加者の受け入れ

参加者が「現地体験プログラム活動確認票（様式第2号）」を持参した際には、活動実績を確認したうえで、署名すること。後日、実行委員会より協賛自治体・事業者へ参加者の活動実績を確認させていただく場合があります。

(3) 実行委員会への報告

協賛自治体・事業者は次の号に該当すると判明した場合には、直ちに実行委員会に報告すること。

ア 現地体験プログラムの内容等を変更する場合

- イ 現地体験プログラムの提供を辞退する場合
- ウ 現地体験プログラムの提供が遅延または提供できなくなる場合
- エ 現地体験プログラムの実施過程での事故等トラブルが生じた場合

(4) 問い合わせへの対応

協賛自治体・事業者は、参加者からの現地体験プログラムに対する問い合わせに丁寧かつ親切に対応すること。

8 現地体験プログラムの取り消し

協賛自治体・事業者は、次の号に該当すると認められる場合には、実行委員会は現地体験プログラムを取り消すことができるものとする。なお、認定を取り消された協賛自治体・事業者に損害が生じても、実行委員会は一切その責めを負わないものとする。

- (1) 本要領の規定に違反した場合
- (2) 申請内容等に虚偽があった場合
- (3) 実行委員会に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 制度の変更等により現地体験プログラムとして適当でないと認めた場合

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別途定める。

10 申込み・問い合わせ先

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県地域振興課内）

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

TEL：076-225-1312 FAX：076-225-1328

E-mail： iju@pref.ishikawa.lg.jp

附則

この要領は、令和5年11月15日から施行する。

(参考)

- ・ オーダーメイド型いしかわ子育て移住ツアー補助金
<https://iju.ishikawa.jp/childsubsidy/>
- ・ いしかわお試しテレワーク移住支援補助金
<https://iju.ishikawa.jp/teleworksubsidy/>